



厚生労働省福島労働局発表
平成 23年 7月 5日

※ 地震関連第97報

担
当

福島労働局職業安定部
職業安定課長 馬場 一郎
職業対策課長 新林 裕
電 話 024-529-5389

東京電力福島第一原子力発電所の影響を踏まえた 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」及び「雇用調 整助成金」の取扱い

東京電力福島第一原子力発電所の影響により、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点として平成23年6月30日に「特定避難勧奨地点」として伊達市霊山町石田・同町上小国・同町下小国・月舘町月舘の各一部が設定されました。

今回設定による「特定避難勧奨地点」内に事業場は所在しませんが、仮に当該地点内に事業場が所在する場合における雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金等の適用は下記のとおりとなります。

記

1 雇用保険の特例措置

「特定避難勧奨地点」に所在する事業所が、「事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるとき」は、平成23年6月30日の休業等から雇用保険の特例措置の適用を受けることができます。

2 雇用調整助成金等について

「特定避難勧奨地点」については、「政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない」とされていることから、経済上の理由により事業活動が縮小し休業等を実施した場合等、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を満たす事業所については、同助成金の対象となります。

別紙リーフレット『東京電力福島第一原子力発電所の影響を踏まえた「雇用保険の特例措置」及び「雇用調整助成金」の取扱いについて』をご参照ください。

東京電力福島第一原子力発電所の影響を踏まえた「雇用保険の特例措置」及び「雇用調整助成金」の取り扱いについて

「特定避難勧奨地点」として設定された地域に対して、「雇用保険の特例措置」及び「雇用調整助成金等」が適用されます。

※事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される特定の地点を「特定避難勧奨地点」として、平成23年6月30日に伊達市霊山町上小国・同町下小国・同町石田・月舘町月舘の各一部が設定されましたが、当該地点内に事業場は所在しませんので、仮に事業場が所在する場合における適用となります。

1 雇用保険の特例措置

○「特定避難勧奨地点」に設定された地域に所在する事業所が休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

2 雇用調整助成金等

○「特定避難勧奨地点」については、「政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない」とされていることから、経済上の理由により事業活動が縮小し休業等を実施した場合等には、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を満たす事業所については、助成対象となります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

